

## 第4編

### 原子力災害対策編

#### 第2章 原子力災害事前対策

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

主な実施担当	危機管理室
防災関係機関等	

- 平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。
  - 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
  - 町は、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

主な実施担当	危機管理室、保健福祉課、学務課、生涯学習課
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、東北地方環境事務所

- 町は、県等と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

- 町は、原子力災害に対し万全を期すため、県等との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るためのネットワークを強化するものとする。
- 町は、その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、県及び関係機関等に周知する。

ア 県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む）

イ 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 関係機関への連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（非常用通信機器等）や連絡先を含む）

#### 2 情報の分析整理

- 町は、県の協力を得て応急対策の的確な実施に資するため、町内社会環境や防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新する。

##### （1）社会環境に関する資料

ア 周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（要配慮者の概要を含む。）

ウ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料

エ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料

オ 被ばく医療施設に関する資料

##### （2）防護資機材等に関する資料

## 第2章 原子力災害事前対策

- ア 必要な防護資機材やその整備方法
- イ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備方法等

### 3 通信手段・経路の多様化

- 町は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

#### (1) 災害に強い伝送路の構築

- 町は、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

#### (2) 災害時優先電話等の活用

- 町は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。
- 町は、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

#### (3) 通信ふくそう時における対応

- 町は、移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。
- 町は、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講ずる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

#### (4) 電源喪失時の対応

- 町は、現在の仮設庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む）するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底を図るものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第3節 緊急事態応急体制の整備

主な実施担当	危機管理室
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、仙台管区气象台

- 町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

#### 1 防災関係機関相互の連携体制

- 町は、県やその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

#### 2 広域的な応援協力体制の拡充・強化

- 町は、県と協力し、緊急時に必要な資機材、スクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援について、強化を図るものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

主な実施担当	総務課、危機管理室、保健福祉課
防災関係機関等	

- 町は、県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、整理しておくものとする。
- 町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図り、また各家庭への戸別受信機の導入について検討する。
- 町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、高齢者、障害者、外国人、妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 町は、町ホームページ、町メール配信サービス等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

### 第5節 モニタリング体制等

主な実施担当	危機管理室
防災関係機関等	東北地方環境事務所

- 町は、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の体制を検討するものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第6節 複合災害に備えた体制の整備

主な実施担当	全課
防災関係機関等	

- 町は、県と連携し、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- 町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にてあらかじめ検討するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討する。

### 第7節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

主な実施担当	危機管理室
防災関係機関等	

- 町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、県等と相互の連携を図るものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

第1章 原子力

第2章 原子力

第3章 原子力

第4章 原子力

### 第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

主な実施担当	危機管理室、保健福祉課、産業振興課、上下水道事業所
防災関係機関等	みやぎ亘理農業協同組合、宮城県漁業協同組合仙南支所（山元）、 亘理山元商工会

- 町は、県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、「原子力災害対策指針」（平成25年9月改正）による「OILと防護措置について」による飲食物摂取制限（OIL6）等に従い、食品衛生法上の規制値を超えた場合には、必要に応じ県と協議し、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
- 町は、県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

### 第9節 緊急時医療体制等の整備

主な実施担当	保健福祉課、地域包括支援センター
防災関係機関等	日本赤十字社宮城県支部山元分区、亘理郡医師会

- 県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、緊急被ばく医療（以下「緊急時医療」という。）活動実施要領等の策定、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時医療実施体制を整備するものとする。
- 町は、県から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、災害後に必要な放射線測定資機材、除染資機材等の整備方法について検討する。



## 第2章 原子力災害事前対策

### 第10節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発・放射線に関する学習機会の提供

主な実施担当	危機管理室
防災関係機関等	

- 町は、県等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、町、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること
- カ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- キ 緊急時に取るべき行動及び避難所での行動等に関すること

## 第2章 原子力災害事前対策

第1章 原子力

第2章 原子力

第3章 原子力

第4章 原子力

### 第11節 防災業務関係者の人材教育

主な実施担当	全課
防災関係機関等	

- 町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。
- 町は、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ 緊急時に町、県及び国等が講ずる対策の内容
- ク 緊急時に住民等が取るべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 放射線緊急披ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- コ その他緊急時対応に関すること

### 第12節 災害復旧への備え

主な実施担当	総務課、危機管理室、企画財政課、保健福祉課、産業振興課、まちづくり整備課、坂元支所、上下水道事業所、学務課、生涯学習課
防災関係機関等	

- 町は、災害復旧に資するため、県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。